

## 支援事業・制度の概要

分野	①産業振興、③観光・交流、⑨まちづくり
活用する場面	VI「地域づくりの事業や活動について資金助成を受けたい」場面
事業・制度の名称	移住・交流による地域活性化支援事業
趣旨	財団法人地域活性化センターが、財団法人全国市町村振興協会の助成金等を財源に、地方が都市住民等を受け入れる移住や交流人口の増加等につながる地域交流の推進により、地域を活性化することを目的として、市町村等、またはNPO、ボランティア団体、各種協議会、商工会議所等(以下「地域団体等」という。)が、自主的・主体的に実施する移住・交流を推進する事業に対する支援を行う。
助成対象団体	市町村、広域連合、一部事務組合、協議会
支援対象事業	都市住民等の移住・交流の推進や、住民同士の交流を推進する事業で、助成終了後も継続的に、移住や交流の推進を図られるもの。 (1) 都市等の他地域の住民との交流を促進する事業や定住促進を図る事業 (2) 古民家や空き家等を利活用し、移住・交流を推進する事業 (3) 移住希望者等の相談窓口の充実を図る事業 (4) 地域住民の交流を通じた事業
採択要件、補助要件	助成対象事業は、都市住民等の移住・交流の推進や住民同士の交流を推進することにより、地域を活性化する事業とし、次の基準に適合するもの。 (1) 助成対象団体、もしくは地域団体等が自主的・主体的に実施するものであること。 なお、計画策定のみに係る事業については、対象外とする。 (2) 助成終了後の事業展望が明確であり、継続・発展して実施されると認められるものであること。 (3) 他に国の補助金の交付を受けていないこと。
補助率、補助限度額等	助成金の上限 200万円 助成金の額は、助成対象経費の100%以下とする。
採択枠、募集方法、採択スケジュール等	例年12月頃募集
最近の実績	H24 内子町
県の担当窓口	地域政策課地域づくり支援グループ TEL:089-912-2261 FAX:089-912-2969 E-mail: chiikiseisak@pref.ehime.jp
関係省庁、団体等	一般財団法人 地域活性化センター
関係URL	<a href="http://www.chiiki-dukuri-hyakka.or.jp/3_kikaku/ijyu_koryu/ijuukouryu_top.htm">http://www.chiiki-dukuri-hyakka.or.jp/3_kikaku/ijyu_koryu/ijuukouryu_top.htm</a>